破産手続廃止

平成２８年（フ）第７８号
長野市鶴賀田町2133番地４
破産者　グランド長野株式会社
１　決定年月日　平成28年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５８５号
埼玉県新座市野火止３丁目９番５号
破産者　有限会社菊池商店
１　決定年月日　平成28年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
埼玉県深谷市東方3738番地２
破産者　株式会社ファルコン
１　決定年月日　平成28年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６１号
千葉県木更津市江川277番地
破産者　有限会社近藤不動産
１　決定年月日　平成28年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第６２号
千葉県木更津市高砂１－３－４　エーワハウスⅠ　103号、住民票上の住所千葉県木更津市岩根２丁目７番13号　佐々木一郎方
破産者　近藤　佼彦
１　決定年月日　平成28年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第６３号
千葉県木更津市岩根２丁目７番13号　佐々木一郎方
破産者　近藤　郁子
１　決定年月日　平成28年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３２２号
東京都東村山市富士見町３丁目11―25
破産者　竹花　浩二
１　決定年月日　平成28年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番３号
破産者　有限会社厨房市場
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３５号
埼玉県鶴ヶ島市三ツ木183番地４号
破産者　有限会社ＫＤＳコーポレーション
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２４８号
埼玉県狭山市狭山台４丁目27番地７
破産者　株式会社エフカンパニー
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５９号
埼玉県川越市連雀町10番地１
破産者　有限会社Ｉ・Ｄ・Ｅ
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７２０号
東京都港区六本木５－18―17　アルビオン六本木レジデンス901、登記簿上の本店東京都渋谷区渋谷１丁目10番７号　グローリア宮益坂Ⅲ北館300号
破産者　株式会社ドリーム・ボード
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２１号
東京都調布市国領町２丁目25―22―502
破産者　湯之上龍子
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４３号
東京都調布市若葉町１丁目28番地２、破産手続開始決定時の住所東京都調布市深大寺元町３－２－５―202、住民票上の住所東京都調布市深大寺元町４丁目22番地33
破産者　吉村美津江
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５１８号
東京都青梅市東青梅６丁目26番地の７
破産者　柴田　　勉
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７５号
東京都小平市花小金井４丁目21番２―408号
破産者　岡田　裕司
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７６号
東京都小平市花小金井４丁目21番２―408号
破産者　岡田裕美子（旧姓井上）
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６２７号
東京都東大和市仲原１丁目２番地の16仲原コーポ201号
破産者　力石　一城
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４４号
神奈川県厚木市岡田１丁目13番27号
破産者　株式会社エーシーティー
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５０号
長野県上田市常田２丁目23番20号
破産者　北信セメント協業組合
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３２６号
静岡県焼津市東小川２丁目17番13号205
破産者　株式会社コスメッセ
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部